

財務省告示第五百二十二号  
 国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵省令第三十号）第七條第三項の規定に基づき、平成十六年十一月二十二日に発行した利付国債の發行条件等を次のとおり告示する。  
 平成十六年十二月九日  
 財務大臣 谷垣 禎一

一	二	三	四	五	六	七	八	九	十	十一	十二
名称及び記号	発行の根拠	法律及びその項の適	振替法の適	発行方法	発行金額	最低額面金額	振替単位	発行日	発行価格	利率	経過利率
利付国庫債券（十年）（第二百六十四回）	財政融資資金特別会計法（昭和二十六年法律第一百一号）第十一條第一項	社債等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）以下	「振替法」という。の規定の適用を受けるものとし、その振替機関は日本銀行とする。	日本郵政公社法（平成十四年法律第九十七号）第二十四條第三項第五号に規定する簡易生命保険資金による引受け	千七百四十九億四千三百九十六万円	五万円	振替法の規定による振替口座簿の記載又は記録は、最低額面金額の整数倍の金額によるものとす。	平成十六年十一月二十二日	額面金額百円につき九十九円七十四銭	年一・五パーセント	日本郵政公社総裁は、払込金額

の  
払  
込  
み

に  
加  
え  
、  
次  
の  
算  
式  
に  
よ  
り  
算  
出  
し  
た  
金  
額  
を  
第  
十  
八  
号  
に  
規  
定  
す  
る  
期  
日  
に  
払  
い  
込  
む  
も  
の  
と  
す  
る  
。

$$\frac{\text{額面金額の総額} \times 1.5 \times 63}{100 \times 365}$$

十  
三  
  
初  
期  
利  
子

平  
成  
十  
七  
年  
三  
月  
二  
十  
日  
を  
支  
払  
期  
と  
し  
、  
次  
の  
算  
式  
に  
よ  
り  
算  
出  
し  
た  
金  
額  
を  
支  
払  
う  
。  
た  
だ  
し  
、  
支  
払  
期  
が  
銀  
行  
休  
業  
日  
に  
当  
た  
る  
と  
き  
は  
、  
そ  
の  
翌  
営  
業  
日  
に  
支  
払  
う  
（  
以  
下  
、  
次  
号  
及  
び  
第  
十  
五  
号  
に  
お  
い  
て  
規  
定  
す  
る  
期  
日  
に  
つ  
い  
て  
同  
じ  
。  
）

$$\frac{\text{額面金額} \times 1.5 \times 1}{100 \times 2}$$

十  
四  
  
第  
二  
期  
以  
後  
の  
利  
子

毎  
年  
三  
月  
二  
十  
日  
及  
び  
九  
月  
二  
十  
日  
を  
支  
払  
期  
と  
し  
、  
各  
支  
払  
期  
に  
お  
い  
て  
、  
そ  
の  
日  
以  
前  
六  
月  
間  
に  
属  
す  
る

十  
五  
  
償  
還  
期  
限

平  
成  
二  
十  
六  
年  
九  
月  
二  
十  
日

十  
六  
  
償  
還  
金  
額

日  
本  
銀  
行

十  
七  
  
元  
利  
支

平  
成  
十  
六  
年  
十  
一  
月  
二  
十  
二  
日

十  
八  
  
払  
込  
期  
日